第二十条の十八を削り、第二十条の十七を第二十条の十八とし、第二十条の十六の次に次の一条を加える。

（医療用機器等の特別償却）

第二十条の十七　施行令第二十八条の十第五項に規定する財務省令で定める書類は、システム仕様書その他の書類とする。

第二十条の二十一の見出しを「（特定都市再生建築物の割増償却）」に改め、同条第二項中「第二十九条の五第四項」を「第二十九条の五第三項」に、「の各号に掲げる建築物又は構築物の区分に応じ当該各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　法第四十七条の二第三項に規定する政令で定めるものに係る建築基準法第六条第一項に規定する確認済証の写し及び同法第七条第五項に規定する検査済証の写し

二　前項の国土交通大臣の証する書類

第二十一条の二及び第二十一条の三を次のように改める。

第二十一条の二及び第二十一条の三　削除

第二十一条の四中「第五十五条の五第八項」を「第五十五条の二第八項」に改め、同条第一号から第五号までの規定中「第五十五条の五第七項」を「第五十五条の二第七項」に改める。

第二十一条の十七第三項第一号イ中「期間傭船」を「定期傭船」に改め、同項第二号ハ中「期間傭船」を「定期傭船」に改める。

第二十一条の十九第二項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三　法第六十二条の三第四項第八号の三に掲げる土地等の譲渡　次に掲げる書類

イ　都道府県知事の法第六十二条の三第四項第八号の三に規定する裁定をした旨を所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十四条の規定により通知した文書の写し

ロ　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1)　当該土地等が法第六十二条の三第四項第八号の三イに掲げる土地等である場合　当該土地等の買取りをする者の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項の規定による提出をしたイに規定する裁定に係る同号に規定する裁定申請書（同号に規定する事業者及び事業並びに同号イに規定する特定所有者不明土地の記載がされたものに限る。）の写し及び当該土地等を当該事業の用に供するために買い取つた旨を証する書類

(2)　当該土地等が法第六十二条の三第四項第八号の三ロに掲げる土地等である場合　当該土地等の買取りをする者の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項の規定による提出をしたイに規定する裁定に係る同号に規定する裁定申請書（同号に規定する事業者及び事業（同号ロに規定する政令で定める事業を除く。）の記載がされたものに限る。）の写し、当該裁定申請書に添付された同号ロの事業計画書（同号ロの計画に当該事業者が当該土地等を取得するものとして記載がされたものに限る。）の写し及び当該土地等を当該記載がされた事業の用に供するために買い取つた旨を証する書類

第二十一条の十九第二項第九号イ及びロ中「第三十八条の四第十九項」に改め、同項第十号イ中「第三十八条の四第二十項各号」を「第三十八条の四第二十一項各号」に改め、同項第十一号イ中「第三十八条の四第二十二項」を「第三十八条の四第二十三項」に改め、同条第七項中「第三十八条の四第二十項第二号ハ」を「第三十八条の四第二十一項第二号ハ」に改め、同条第八項中「第三十八条の四第二十二項第三号」を「第三十八条の四第二十三項第三号」に改め、同条第十項中「第三十八条の四第二十九項第四号」を「第三十八条の四第三十項第四号」に改め、同条第十一項第一号ハ中「第三十八条の四第三十二項」を「第三十八条の四第三十三項」に、「同条第三十四項」を「同条第三十五項」に、「第三十八条の四第二十一項各号」を「同条第三十六項」に、「同条第三十二項」を「同条第三十五項」に改め、同条第十二項中「第三十八条の四第三十三項に規定する確定優良住宅地造成等事業」を「第三十八条の四第三十四項に規定する確定優良住宅地造成等事業」に、「同条第三十二項又は第三十四項」を「同条第三十五項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十六項」に改め、同条第十三項第一号イ中「第三十八条の四第二十項各号」を「同条第三十一項各号」に、「第三十八条の四第二十一項」を「同条第三十二項」に改め、同項第二号中「第三十八条の四第二十二項」を「同条第三十三項」に改め、同項第三号中「第三十八条の四第二十三項」を「同条第三十四項」に改め、同項第四号中「第三十八条の四第二十四項」を「同条第三十七項」に改め、同項第五号中「第三十八条の四第二十五項」を「同条第三十八項」に改め、同項第六号中「第三十八条の四第二十六項」を「同条第三十九項」に改め、同項第七号中「第三十八条の四第二十七項」を「同条第四十項」に改め、同項第八号中「第三十八条の四第二十八項」を「同条第四十一項」に改め、同項第九号中「第三十八条の四第二十九項」を「同条第四十二項」に改め、同項第十号中「第三十八条の四第三十項」を「同条第四十三項」に改め、同項第十一号中「第三十八条の四第三十一項」を「同条第四十四項」に改める。

第二十一条の二十一第一項第一号ロ中「第三十八条の四第三十二項各号」を「第三十八条の四第三十三項各号」に、「同条第三十四項」を「同条第三十五項」に、「同条第三十三項」に、「同条第三十八条の四第三十二項」を「同条第三十四項又は第三十五項」に改め、同条第十三項中「第三十八条の四第三十二項第五号」を「第三十八条の四第三十三項第五号」に改め、同項第三号中「第三十八条の四第三十二項」を「第三十八条の四第三十三項」に改め、同条第十五項中「第三十八条の四第三十五項」を「同条第三十六項」に改め、同項第二号及び第四号中「第三十八条の四第三十五項」を「第三十八条の四第三十六項」に改め、同項第五号中「第三十八条の四第三十二項、第三十四項」を「第三十八条の四第三十三項、第三十五項」に、「第三十五項」を「第三十六項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十四項」に改め、同条第十六項中「第三十八条の四第三十五項」を「第三十八条の四第三十六項」に、「同条第四十三項」を「同条第四十四項」に改め、同条第十七項中「第三十八条の四第三十五項」を「第三十八条の四第三十六項」に改め、同条第十八項第三号中「第三十八条の四第四十二項」を「第三十八条の四第四十三項」に改め、同条第十九項中「第三十八条の四第四十三項」を「第三十八条の四第四十四項」に改め、同項第一号イ(2)中「第三十八条の四第三十六項及び第三十七項」を「第三十八条の四第三十七項」に、「同条第三十六項」を「同条第三十七項」に改め、同号ロ中「第三十八条の四第三十三項から第三十五項まで」を「第三十八条の四第三十四項から第三十六項まで」に、「第三十八条の四第三十三項に」を「第三十八条の四第三十四項に」に、「同条第三十五項」を「同条第三十六項」に改める。

第二十二条の二第四項第一号中「第五号の六及び第五号の七」を「第五号の七及び第五号の八」に改める。

第二十二条の三第二項中「掲げる期間と」を「定める期間と」に改め、同項第一号中「第五条第一項第六号」を「第五条第一項第七号」に改め、同項第二号中「第五条第一項第六号」を「第五条第一項第七号」に、「掲げる」を「定める」に改める。

第二十二条の四第一項第一号中「買い取つたこと」を「買い取つた旨」に、「応じ」を「応じ」に改め、同項第三号中「応じ」を「応じ」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　法第六十五条の三第一項第四号の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　施行令第三十九条の四第四項第一号に規定する土地が支援団体（同項に規定する支援団体をいう。イにおいて同じ。）に買い取られる場合　文化財保護法第百九十二条の二第一項の規定により当該支援団体の指定をした同項の市町村の教育委員会が置かれている当該市町村の長の当該土地の買取りをする者が当該支援団体に該当する旨及び当該土地の買取りが施行令第三十九条の四第四項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類

ロ　イに掲げる場合以外の場合　法第六十五条の三第一項第四号に規定する土地の買取りをする者の当該土地を買い取つたものである旨を証する書類

第二十二条の四第一項に次の一号を加える。

七　法第六十五条の三第一項第七号の場合　市町村長の当該土地等が同号に規定する農用地利用規程に係る同号に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にある同号に規定する農用地である旨を証する書類、当該土地等の買取りをする者の当該土地等を同号の申出に基づき買い取つたものである旨を証する書類及び都道府県知事の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する農地中間管理機構に該当する旨を証する書類

第二十二条の五第一項第三十号中「並びに当該」を「、当該」に、「（当該土地等の買取りをする者が一般社団法人若しくは一般財団法人である同号に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同号に規定する農地中間管理機構である場合には、これらの書類及び）」を「並びに」に改め、「又は市町村長」を削り、「施行令第三十九条の五第三十項」を「同号」に、「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に、「書類」を「書類」に改める。